



令和元年度

緊急援護資金貸付拠点区分 計算書類

社会福祉法人
調布市社会福祉協議会

緊急援護資金貸付拠点区分 資金収支計算書

(自)平成31年 4月 1日(至)令和 2年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	会費収入	140,000	47,000	93,000	
	会費収入	140,000	47,000	93,000	
	貸付事業収入	30,000	15,000	15,000	
	償還金収入	30,000	15,000	15,000	
	その他の収入		241,000	△241,000	
	雑収入		241,000	△241,000	
	雑収入		241,000	△241,000	
	事業活動収入計(1)	170,000	303,000	△133,000	
	支出				
	事務費支出	20,000	20,000	0	
	事務消耗品費支出	20,000	20,000	0	
	貸付事業支出	150,000	42,000	108,000	
施設整備等による収支	貸付金支出	150,000	42,000	108,000	
	流動資産評価損等による資金減少額		34,000	△34,000	
	徴収不能額		34,000	△34,000	
	事業活動支出計(2)	170,000	96,000	74,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	207,000	△207,000	
	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)				
	支出				
	その他の活動支出計(8)				
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
予備費支出(10)			—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	207,000	△207,000	
前期末支払資金残高(12)		105,000	104,275	725	
当期末支払資金残高(11)+(12)		105,000	311,275	△206,275	

緊急援護資金貸付拠点区分 事業活動計算書

(自)平成31年 4月 1日(至)令和 2年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	会費収益	47,000	48,275	△1,275
	会費収益	47,000	48,275	△1,275
	サービス活動収益計(1)	47,000	48,275	△1,275
	費用			
	事務費	20,000		20,000
	事務消耗品費	20,000		20,000
サービス活動増減の部	徴収不能額	34,000	10,000	24,000
	徴収不能引当金繰入	162,160		162,160
	サービス活動費用計(2)	216,160	10,000	206,160
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△169,160	38,275	△207,435
	収益			
	サービス活動外収益計(4)			
	費用			
サービス活動増減の部	サービス活動外費用計(5)			
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	△169,160	38,275	△207,435
特別増減の部	収益			
	その他の特別収益		2,980	△2,980
	徴収不能引当金戻入益		2,980	△2,980
	特別収益計(8)		2,980	△2,980
	費用			
	特別費用計(9)			
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		2,980	△2,980
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		△169,160	41,255	△210,415
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	305,435	264,180	41,255
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	136,275	305,435	△169,160
	基本金取崩額(14)			
	基金取崩額計(15)			
	その他の積立金取崩額(16)			
	その他の積立金積立額(17)			
	次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	136,275	305,435	△169,160

緊急援護資金貸付拠点区分 貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	136,275	91,435	44,840	流動負債			
現金預金	76,275	104,275	△28,000				
短期貸付金	235,000		235,000				
徴収不能引当金	△175,000	△12,840	△162,160				
固定資産	0	214,000	△214,000	固定負債			
基本財産				負債の部合計			
その他の固定資産	0	214,000	△214,000				
その他の固定資産	0	214,000	△214,000	基本金			
				基金			
				国庫補助金等特別積立金			
				その他の積立金			
				次期繰越活動増減差額	136,275	305,435	△169,160
				(うち当期活動増減差額)	△169,160	41,255	△210,415
				純資産の部合計	136,275	305,435	△169,160
資産の部合計	136,275	305,435	△169,160	負債及び純資産の部合計	136,275	305,435	△169,160

(単位:円)

計算書類に対する注記（緊急援護資金貸付拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

③リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース料総額から利息相当額の見積額を控除せず、定額法による減価償却を実施する。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額及びその他の債権残高の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を、徴収不能引当金として計上する。

(3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を賞与引当金として計上する。

(4) 退職給付引当金の計上基準

当法人は、退職一時金の支払に備えるために、期末在籍者（実際に期末に退職する職員を除く）が期末に退職した場合の退職金要支給額を退職給付引当金に計上する。

(5) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式を採用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人は、平成18年度以降に採用となった職員の退職金の支給に備えるため、公益財団法人東法連特定退職金共済会が実施する特定退職金共済制度に加入している。

また、平成17年度以前に採用となった職員に対し、職員の退職手当に関する規程に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 緊急援護貸付拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3（Ⅹ））

緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙3（Ⅺ））

緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
短期貸付金	410,000	175,000	235,000
合計	410,000	175,000	235,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

令和元年度

緊急援護資金貸付拠点区分
附属明細書

社会福祉法人
調布市社会福祉協議会

引当金明細書

自 平成31年 4月 1日 至 令和2年 3月31日

社会福祉法人 調布市社会福祉協議会
緊急援護資金貸付拠点区分

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
徴収不能引当金	12,840	162,160	0	0	175,000	
計	12,840	162,160	0	0	175,000	

(単位:円)

(注) 1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。

2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。

3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は当期減少額(その他)の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。